4　問題行動・非行の防止について

学校が教育の目的を実践するために、以下のような行為があった場合は、特別指導を行なう。特別指導とは、校長訓戒、停学（学校謹慎、家庭謹慎）等をいう。

① 教師への指導無視・拒否・暴言・非礼　② 暴力・粗暴行為
③ ネットへの書き込みによる誹謗中傷（SNS の不適切利用）
④ 窃盗・万引き　⑤ 覚せい剤・シンナー等の薬物乱用及びその所持
⑥ 不純異性交遊
⑦ 「四ない運動」違反（免許を取らない。運転しない。買わない。乗せてもらわない。）
⑧ 考査や課題などの不正行為
⑨ 喫煙・喫煙同席、タバコ（電子タバコを含む）・喫煙器具の所持
⑩ 飲酒・飲酒同席（ノンアルコール飲料もお酒の扱い）
⑪ 無断アルバイト　⑫ 家出　⑬ 深夜徘徊（はいかい）・不良交友
⑭ 怠学・怠業　⑮ 器物破損・損壊　⑯ 刃物など凶器所持
⑰ Instagram や X（旧 Twitter）、LINE などのＳＮＳでの不適切な画像や動画の掲載など
⑱ その他　法律及び生徒心得に違反する行為

※　上記以外の問題行動や、軽微な違反行為については、慎重に協議し必要と思われる下記の指導を、単独で、または組み合わせて行なう。

ア　教頭指導　イ　生徒指導主事指導
ウ　学年主任指導　エ　早朝登校指導
オ　居残り指導　カ　帰宅指導（自宅待機）
キ　再登校指導